

一般社団法人日本小児神経学会 災害対策委員会細則

第1条 委員会の目的

災害時に障がいのある子ども達の被害を最小限にするために以下のことに尽力する。

1. 医療関係者によるネットワークを構築・運営する。
2. 安心して避難できる場所の確保実現に向けて行動する。
3. 非災害及び災害時に日本小児神経学会会員と患者家族・患者に役に立つ情報を発信する。
4. その他 災害に関すること

第2条 委員・副委員長・アドバイザーの任期

委員長、委員の任期は原則4年、やむを得ない場合は2期8年までとし、担当理事・委員長が特段の事情ありと認めた場合には一定期間延長できるものとする。副委員長とアドバイザーの任期は委員長の交代をもって終了とするが、次の委員長が必要と認めれば、再任できるものとする。

第3条 定員

毎年のように全国あらゆるところで災害が起きており、災害時に迅速に対応するため、各都道府県に1名以上の委員もしくはアドバイザーを配置する。面積や人口等を考慮し、都道府県によっては複数名を配置する。アドバイザーを除く委員（外部委員を含む）の定員は50名以内とする。

令和3年9月13日 制定

令和5年12月20日 変更

令和7年7月2日 変更